

入札監理小委員会における審議の結果報告

養育費相談支援センター事業

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

本事業は、養育費の取り決めや確保の向上に向けて、養育費相談支援センターを設置し、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭及び父子家庭の自立の支援を図るもの。

○事業期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日

(2) 選定の経緯

企画競争による単年度契約により、平成26年度まで、「公益社団法人 家庭問題情報センター」の1者応札が継続。平成26年7月閣議決定の公共サービス改革基本方針において、平成27年度からの市場化テストによる民間競争入札の実施を決定した。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

①総務省評価の内容

競争性確保が困難な原因の一つに、事業の一つとして、他の事業よりも更に専門性が高い養育費確保に関する制度問題研究の実施を行うことが要件となっていることが挙げられるが、この点は次期実施要項の検討課題であるとした。

②厚生労働省の対応

事業評価での意見を踏まえ委託対象業務から「制度問題研究の実施」を削除した。

3. 実施要項（案）の審議結果について

審議においては、主に以下の点について委員より指摘があり、実施要項（案）を修正した。

【論点1】

実施要項に記載されている「養育費・面会交流相談支援事業」の業務内容が抽象的で分かりづらく、あたかも紛争解決のための手段としての相談までが業務内容であるかの誤認を与えるため、もっと具体化すべき。養育費等についての情報提供に止まるのであれば、そのように明記すべき。また、よくある相談事例及び回答例を「従来の実施状況の開示等」の中でいくつか具体的に紹介すべき。

【対応1】（実施要項：P4/59、P31～32/P59）

指摘を踏まえ、注記として「相談及び情報提供は、離婚前後の父母が協議する内容や法制度等に基づくものとし、公正中立な立場で実施するものとする。」を追記した。また、養育費相談、面会交流に関する相談事例及び回答例を従来の実施状況に関する情報の開示に追記した。

【論点2】

今回の実施要項より委託対象業務から削除している制度問題研究の実施について、従来の実施状況に関する情報の開示にも注記すべき。

【対応2】（実施要項：P35/59）

指摘を踏まえ、注記として「平成30年度より実施すべき業務内容から削除」を追記した。

4. 意見招請（パブリックコメント含む）の結果報告

意見募集の結果、4件の意見があり、実施要項について、文言等の必要な修正を行った。なお、本件に直接関係しない意見が19件あった。なお、意見を受けた結果、支援センターの名称を「養育費・面会交流相談支援センター」に改めた。

以上